

令和5年5月19日

報道発表資料

川崎市議会議員選挙における当選の効力及び選挙の効力に関する 異議申出に対する決定をしました

令和5年4月9日執行の川崎市議会議員選挙における当選の効力及び選挙の効力の無効を求める旨の異議申出2件について、川崎市選挙管理委員会として次のとおり決定しました。

1 件目

令和5年4月9日執行の川崎市議会議員選挙高津区選挙区における当選の効力に関する異議申出

・ 決定

本件異議申出を棄却する。

・ 経過

令和5年4月19日 異議申出

令和5年5月19日 異議申出に対する決定

・ 決定書

別紙1のとおり

2 件目

令和5年4月9日執行の川崎市議会議員選挙宮前区選挙区における選挙の効力に関する異議申出

・ 決定

本件異議申出を棄却する。

・ 経過

令和5年4月24日 異議申出

令和5年5月19日 異議申出に対する決定

・ 決定書

別紙2のとおり

川崎市選挙管理委員会事務局

選挙部選挙課 上條

電話 044-200-3423

FAX 044-200-3951

決 定 書

異議申出人

川崎市高津区蟹ヶ谷 3 番地 7

蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅 2-317

鈴木 明 伸

上記異議申出人から令和 5 年 4 月 1 9 日付けで提起された同年 4 月 9 日執行の川崎市議会議員選挙高津区選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、川崎市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は本件選挙における最下位当選者の当選を無効とする旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

2 異議申出の理由の要旨

本件選挙における異議申出の理由は、次のとおりである。

- (1) 申出人は、本件選挙の選挙人及び候補者である。
- (2) 本件選挙における開票立会に関し、無効票と見られる票が、他陣営（他の候補者）の選挙立会人の乱暴な主張により、相当数が最下位当選者の得票となったという情報が匿名の者から入ったことによる。
- (3) 本件選挙の最下位当選者と次点者（申出人）の得票数の差は僅か 1 5 票ということで、最下位当選者の得票のうち無効票と認められる票を除外した場合、次点者（申出人）の得票数が最下位当選者の得票数を上回ることから、最下位当選者の当選無効を求めるとともに、次点者（申出人）の繰上げ当選を求める。

決定の理由

当委員会は、本件異議申出について、形式的要件を備えたものであることから、これを受理し、その内容について審理した。

1 申出人への口頭意見聴取

本件異議申出について、申出人に対し令和5年4月24日に口頭で意見聴取を実施し、その際に得た証言のうち、本件申出書に記載されていない事項は概ね次のとおりである。

- (1) 本件異議申出書にある情報は、選挙立会人の知り合いを名乗る匿名の者からの電話により提供された情報であり、選挙立会人を特定する情報は得られていない。
- (2) 申出人は選挙立会人を選任しておらず、その理由としては頼むことができる人がいなかったこと、選挙立会人の重要性についての理解が不十分だったことを挙げている。
- (3) 申出人は、匿名の者から電話で聞いた、無効票と見られる票が、他陣営の選挙立会人の乱暴な主張により、相当数が最下位当選者の得票となったという情報が事実かどうか、本件選挙の開票事務に従事した事務担当者や開票事務に立ち会った選挙立会人に聞き取りを行い、匿名の者から聞いた情報について確認することを望んでいる。

2 選挙長及び開票事務に従事した事務担当者への聞き取り調査

本件異議申出について、本件選挙における選挙長及び開票事務に従事した事務担当者に対し、令和5年4月24日に聞き取り調査を実施し、意見を聴取した。

その結果は概ね次のとおりである。

(1) 選挙長の意見

ア 選挙立会人が票の有効、無効に関して主張するなど、押し問答するような状況は一切なかった。

イ 無効票が選挙立会人の主張により有効票に変わることはなかった。票の有効、無効を決定するのは選挙長の役割であり、本件異議申出のような状況があれば、選挙長の自分が知り得ないはずのないことである。

(2) 開票に従事した事務担当者の意見

ア 審査係に回付された全ての疑義票は、審査係が手分けをして、その有効、無効を判定した後、さらに万全を期すため、審査係の内、主要な役割を担う3名で全ての無効票を再度確認し、最終的な判定を行った。

イ 無効票については、無効事由別に票せんを付し、事務長が選挙立会人及び選挙長に回付した。その際、質問等が出た場合の説明者として事務長及び審査係が近くに待機する形をとった。

ウ 無効票を回付する際、質問をする選挙立会人もいたが、説明を求める程度のものであり、無効票を有効票に変えることを意図した発言はなかった。また、実際に無効票から有効票に変わった票もなかった。

エ 開票作業全体を通じて非常にスムーズに行うことができ、何か違和感を覚えるような状況もなかった。

3 選挙立会人への聞き取り調査

本件異議申出について、本件選挙における選挙立会人9名に対し、令和5年4月27日から同年5月8日にかけて聞き取り調査を実施した。

その結果は概ね次のとおりである。

- (1) 選挙立会人9名に対し、有効票、無効票が回付された際、票の判定に異議を唱えた選挙立会人がいたか、と質問したところ、9名全員が、異議を唱えた選挙立会人はいなかったという主旨の回答であった。
- (2) 選挙立会人9名に対し、無効票として回付された票が、選挙立会人の主張により有効票に変わった事実があったか、と質問したところ、9名全員が、そのような事実はなかったという主旨の回答であった。
- (3) 選挙立会人9名に対し、選挙立会に従事する中で、選挙立会人による票の確認が滞った記憶や、その他気づいた点、気になった点があったかと質問したところ、9名全員が、そのようなことは特になかったという主旨の回答であった。

4 開票事務で使用された書類の確認

本件異議申出について、高津区選挙管理委員会に対し、本件選挙における開票に用いられた書類の提出を求め、内容の確認を行った。

- (1) 選挙立会人の主張により、無効票が有効票に変わったという事実があった場合、開票に用いられる得票計算簿に修正が施されることとなるが、本件選挙における得票計算簿を確認したところ、その形跡はなかった。
- (2) 同様に、無効投票計算表にも修正が施されることとなるが、本件選挙における無効投票計算表を確認したところ、その形跡はなかった。

5 当委員会の判断

申出人の主張について、本件選挙における最下位当選者の当選無効の原因となる事実が認められるか検討する。

- (1) 申出人は、無効票と見られる票が、他陣営の選挙立会人の乱暴な主張により、相当数が最下位当選者の得票となったという情報があったことを理由に異議を申し出ているが、匿名の者からの情報を申出人が電話で聞いたものであり、当該選挙立会人を特定することができず、また、申出人に電話をした者の連絡先も不明であり、信頼に足る情報を得ることはできていない。
- (2) 本件選挙における選挙長、選挙立会人及び開票事務に従事した事務担当者への聞き取り調査の結果から、全ての者が、選挙立会人の主張により無効票が有効票に変わったという事実はなかったと証言していることから、無効票が有効票に変わったという事実を確認することができなかった。
- (3) 開票に用いられた得票計算簿及び無効投票計算表を確認したところ、修正が施された形跡がなかったことから、選挙立会人の主張により無効票が有効票に変わったという事実を確認することができなかった。
- (4) 審査係により判定された無効票は、さらに万全を期すため、審査係の内、主要な役割を担う3名で全ての無効票を再度確認し、最終的な判定を行ったこと。また、無効票を選挙立会人及び選挙長に回付する際は、事務長及び審査係が近くに待機し、質問

が出た場合には説明し、最終的に選挙長が効力を確定したこと。以上のことから、無効票の効力を確定する手続に違法な点は認められない。

6 まとめ

以上のとおり、申出人の主張には、本件選挙における最下位当選者の当選無効の原因となる事実は認められないことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年5月19日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小林 貴美子

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公選法第206条第2項）。

決 定 書

異議申出人

川崎市宮前区鷺沼4丁目1番地26

トップヒル鷺沼 101

小 長 井 哲 也

上記異議申出人から令和5年4月24日付けで提起された同年4月9日執行の川崎市議会議員選挙宮前区選挙区（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出について、川崎市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は本件選挙における選挙の効力の無効を求め、本件異議申出を行ったものである。

2 異議申出の理由の要旨

本件選挙における異議申出の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件選挙における候補者である申出人の得票は844票とされている。これは供託物没収点873.433にわずか30ポイント（30票）届かない票数である。
- (2) 次点者の最下位当選者との得票差と同様に供託物没収点との得票差も立候補者の今後の人生を大きく左右するものであり不服申出に十分に値するものとする。
- (3) 無効投票の中に小長井哲也（こながい哲也）に投票したにも拘らず有効とされなかったものが30票以上あるとしても不思議ではない。
- (4) 以上から本件選挙における処分の見直しを求めて本件異議申出に及んだ。

決定の理由

当委員会は、本件異議申出について、形式的要件を備えたものであることから、これを受理し、その内容について審理した。

1 申出人への口頭意見聴取

本件異議申出について、申出人に対し令和5年5月1日に口頭で意見聴取を実施し、その際に得た証言のうち、本件申出書に記載されていない事項は概ね次のとおりである。

- (1) 本件選挙において、投票、開票といった一連の事務手続について何か疑義があるわけではない。あくまで申出人個人の得票数に関することが本件異議申出に至った理由である。
- (2) 申出人が選任した選挙立会人からも、有効、無効の判定について疑義があったという報告は受けていない。ただし、有効、無効の判定は選挙立会人でも難しいと考え、効力の判定の専門家である事務担当者が無効と言え、選挙立会人も無効と言うのではないかと考える。そのため、供託物没収点まで30票という程度の差であれば、結果的に無効票の中に自身の有効票が30票以上あってもおかしくはないと考える。
- (3) 申出人の票数についての争訟が選挙無効の異議申出の理由に該当しない可能性が高いことは理解しているが、本件異議申出が選挙無効を求めるものであることに間違いはない。

2 選挙長及び開票事務に従事した事務担当者への聞き取り調査

本件異議申出について、本件選挙における選挙長及び開票事務に従事した事務担当者に対し、令和5年5月1日に聞き取り調査を実施し、意見を聴取した。

その結果は概ね次のとおりである。

(1) 選挙長の意見

ア 本件選挙に関し、選挙の結果に異動を及ぼす規定違反はなかった。開票作業についてはすべてスムーズに行われた。

イ 有効、無効の判定についても、8人の選挙立会人も含めた9人で確認したものであり、問題はなかった。

ウ 無効票について、その理由を確認したものはあったが、説明を受けて納得した。結果として票の効力の判定が変わった票はない。

エ 選挙全体を通じて、選挙の結果に異動を及ぼすような規定違反など、問題を感じるようなことは全くなかった。

(2) 開票事務に従事した事務担当者の意見

ア 有効、無効の効力の判定に当たっては、審査事務に携わる事務担当者を対象とした開票審査事務勉強会を令和5年2月24日に、選挙立会人を対象とした立会人説明会を同年4月7日に実施し、制度の理解を深めるために十分な事前準備を行った。

イ 疑義票は審査係で有効、無効を判定し、無効票については無効事由を選挙立会人に説明しながら回付した。

ウ 選挙立会人から質問を受けることはあったが、個々の説明や、根拠となる手引等の記載事項を見せることにより、納得してもらうことができた。

エ 申出人が選任した選挙立会人から特に質問を受けた記憶はない。

3 法令等の定め

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるとされている。

公選法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」と判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。

また、公選法第205条第1項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合」と判示されている（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

4 当委員会の判断

申出人の主張について、本件選挙が無効とされる場合に該当するかどうかについて判断する。

- (1) 異議申出の理由及び申出人への口頭意見聴取で得た証言は、公選法第205条第1項に規定する選挙の効力に関する異議の申出における選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合には当たらない。
- (2) 選挙長及び開票事務に従事した事務担当者への聞き取り調査の結果、公選法第205条第1項に規定する選挙の結果に異動を及ぼす虞がある、選挙の規定に違反した事実は認められない。

5 まとめ

以上のとおり、申出人の主張には、いずれも理由がないことから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年5月19日

川崎市選挙管理委員会

委員長 小林 貴美子

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公選法第202条第2項）。